

向日市地域生活支援事業が始まりました



障害者自立支援法が平成18年10月から完全施行(平成18年4月に一部施行)になり、「地域生活支援事業」が始まりました。

同法では、これまでの福祉サービスが再編され、全国的に統一された

内容で実施する「自立支援給付」(自立支援給付は、さらに介護給付と訓練等給付とに区分されます)と、決められたメニューの中から市町村が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」とから構成されます。

本市が10月から実施している「地域生活支援事業」の主な内容をご紹介します。

向日市の地域生活支援事業は、サービスの利用に要した経費の一部を給付する「費用給付事業」とそれ以外の「費用助成等事業」に分かれます。また、負担軽減事業を創設しました。

費用給付事業

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者などに対し、外出のための支援を行います。月16時間を支給限度とします。

●給付額

【身体介護を伴う場合】 かかった費用に100分の90を乗じた額(1円未満切り捨て)

【身体介護を伴わない場合】 かかった費用の全額
※視覚障害者の通院介助、団体役員としての活動は、別に時間加算

※養護学校バス停から学童保育所への移動に対応
※行動援護の5時間を超える部分については、移動支援で対応(区域内は4時間を、区域外は8時間を単位とし、を超える部分は3時間)

日中一時支援事業

日中における活動の場を確保し、障害者などの家族の就労支援および一時的な休息を目的とします。月10時間以内、年間100時間を支給限度とします。

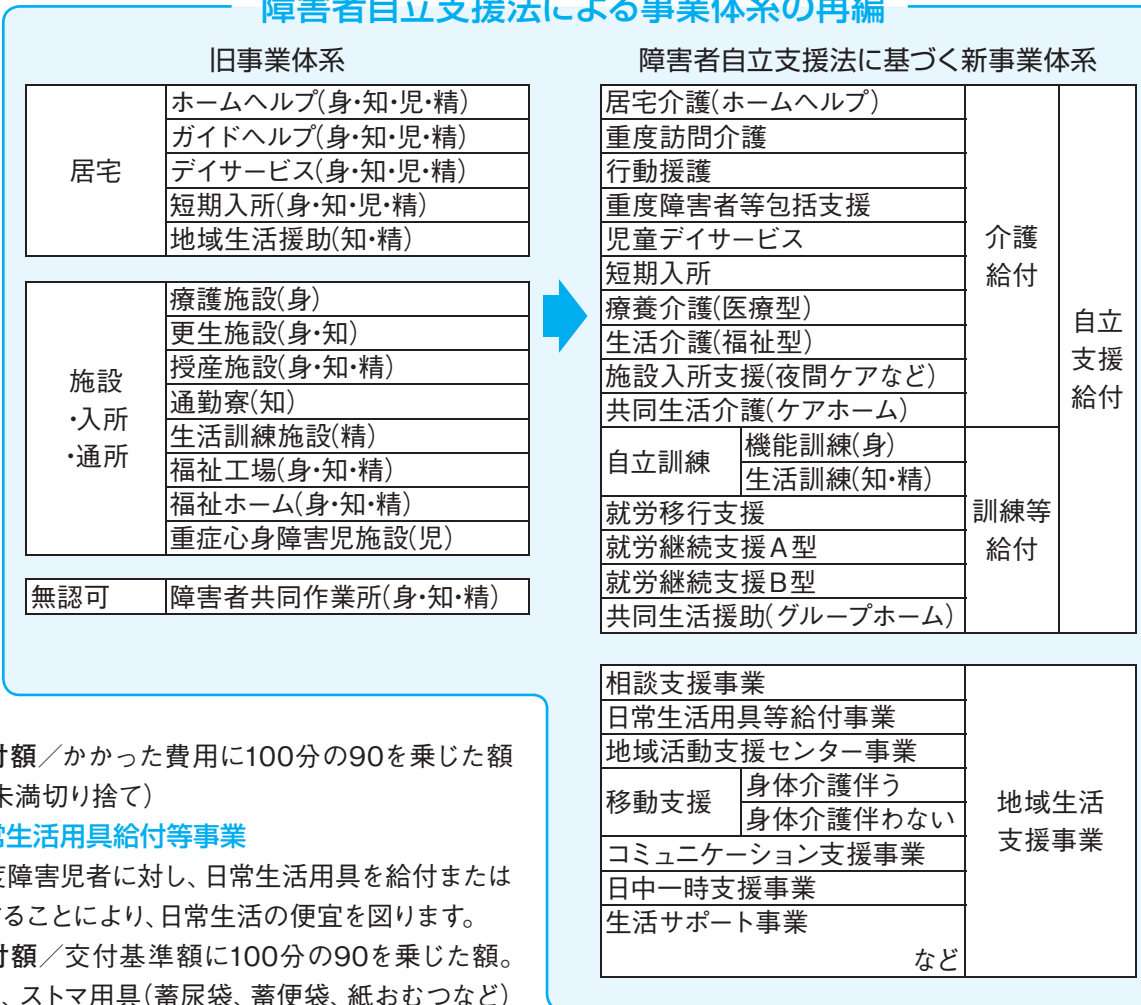
●費用/1時間950円

●給付額/かかった費用に100分の90を乗じた額(1円未満切り捨て)

生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の方(非該当者)に対し、生活支援または家事援助を行います。

障害者自立支援法による事業体系の再編



●給付額/かかった費用に100分の90を乗じた額(1円未満切り捨て)

日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

●給付額/交付基準額に100分の90を乗じた額。ただし、ストマ用具(蓄尿袋、蓄便袋、紙おむつなど)については、市町村民税非課税世帯に限り、交付基準額に100分の95を乗じた額(1円未満切り捨て)
※一定所得以上(市町村民税所得割50万円以上)は給付対象外(本人または世帯の最多納税義務者)

経過的デイサービス事業

10月から障害者デイサービスが廃止されましたが、現に事業実施していた事業所が、地域活動支援センターなどへの移行が困難な場合に、18年度中に限り、引き続きデイサービス事業を提供します。

●給付額/かかった費用に100分の90を乗じた額(1円未満切り捨て)

費用助成等事業

コミュニケーション支援事業

手話通訳、要約筆記の派遣、手話通訳者の設置
※派遣に係る費用の負担はありません。

相談支援事業・相談支援機能強化事業

障害者や保護者などからの相談に応じ、必要な情報などの提供を行います。
※相談に係る費用の負担はありません。

地域活動支援センター事業

地域活動支援センター機能強化事業

障害者などに創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などの便宜を供与します。
※活動内容により、費用負担あり

奉仕員養成研修事業

手話通訳者や要約筆記奉仕員の養成研修を行います。
※テキスト代などの実費負担あり

負担軽減事業

地域生活支援事業利用支援費支給事業

地域生活支援事業の費用給付事業を利用するに当たり、かかった費用と給付額との差額の合計額が1月当たり一定額を超えないように上限を設けます。さらに、自立支援給付の利用者負担額との合算による総合上限を設けます。
※合算の対象は利用月。領収月で申請。

お問い合わせ 障害者高齢者支援課 障害者福祉係(内線307)

精神障害者保健福祉手帳に写真の貼付が必要になりました

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正により、平成18年10月以降の新規・更新申請の方から写真を貼付することになりました。申請のときに写真をご用意ください。

現在申請中または手帳をお持ちの方は、次回の更新から写真の貼付が必要となります。

●写真1枚(縦4cm×横3cm)

- 上半身、脱帽で3か月以内に撮影したもの
- サングラス不可、インスタント写真などは不可

☎障害者高齢者支援課(内線327、340)

向日市障害者の日「みんなのつどい」



11月18日(土)
午後1時30分～
(午後1時開場)
市民会館ホール
(入場無料)

映画「どんぐりの家」
実在する障害者共同作業所をテーマにした作品です。

お問い合わせ 障害者高齢者支援課(内線307)

国民年金の社会保険料控除

国民年金保険料は納付した全額が所得税、市町民税の社会保険料控除の対象となります。

平成17年からの税法の改正で、年末調整・確定申告時には、国民年金保険料の「社会保険料控除証明書」の添付が必要です。本年9月末日までに納付された保険料については、11月初めに社会保険庁から証明が届きますが、10月以後に納付された分については、来年2月に証明が届きます。

国民年金保険料は被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主と配偶者にも納付の義務があり、納付した方の社会保険料控除対象になります。

☎京都西社会保険事務所 ☎315 - 1881
向日市役所保険年金課(内線218)